

上関町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和元年5月1日
上関町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が、平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

上関町においては、平地と中山間地が混在しているが、平地が極端に少なく山地・急斜面地が大部分を占めており、地理的条件による制約が大きいため、地域の実情に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。また、農業従事者の高齢化や地域の担い手不足などの問題が深刻化しており、新規就農者の確保や中核的担い手育成等の対策も求められている。

以上のような観点から、地域の特色を活かしながら、活力のある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、上関町農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、令和6年度末を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期に検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(a)	遊休農地面積(b)	遊休農地の割合(b/a)
現 状 (平成30年度末)	89.4 ha	0.6 ha	0.7 %
3年後の目標 (令和3年度末)	87.3 ha	0.3 ha	0.3 %
目 標 (令和6年度末)	85 ha	0 ha	0 %

注1：(a)は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した、同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の地区担当制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条の規定に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸し付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、現状に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成30年度末)	88.8 ha	0 ha	0 %
3年後の目標 (令和3年度末)	87 ha	1 ha	1.1 %
目 標 (令和6年度末)	85 ha	2 ha	2.3 %

注1：「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、令和6年度末を目標としている。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」について

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに関係機関と連携して取り組む。

② 農地中間管理機構との連携について

農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸し付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえた利用調整を行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向と営農状況に応じた適正な規模の農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

⑤ 地区協議会の充実について

農業委員と推進委員が連携をとり、地域活動の中で取り組むべき課題・目標又は諸問題の解決策等について協議し、問題意識等の共有化を図り、農地等の利用の最適化の推進に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

3年間で1経営体新規参入

	現 状 (平成30年3月)	3年後の目標 (令和3年3月)	目 標 (令和6年3月)
新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	0 経営体 (0 ha)	2 経営体 (1 ha)	4 経営体 (2 ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な促進方法

① 関係機関との連携について

町、山口県、山口県農業協同組合、山口県農業会議、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借り入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて対応する。

② 新規就農の受け入れ体制について

町、山口県農業協同組合と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受け入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

担い手が十分にいない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員会の区域内において高齢化等により、農地の遊休化が深刻な地域について、別段面積を設定して新規就農を促進する。

農業委員又は推進委員は新規参入者（法人を含む。）の地域の受け入れ条件の整備を図ると共に、後見人等の役割を担う。